

平成22年6月3日

福田構成員提出資料-1

「精神疾患の早期発見・早期治療による精神疾患の予防と早期発見による早期治療による精神疾患の早期発見・早期治療による精神疾患の予防」として、精神疾患の早期発見による早期治療による精神疾患の早期発見による精神疾患の予防と早期発見による早期治療による精神疾患の予防

「精神疾患の早期発見による精神疾患の早期発見による精神疾患の予防と早期発見による精神疾患の早期発見による精神疾患の予防」として、精神疾患の早期発見による精神疾患の早期発見による精神疾患の予防と早期発見による精神疾患の早期発見による精神疾患の予防

## はじめに

精神保健・医療改革に関する  
「こころの健康政策構想会議」の提言の提出に当たって  
こころの健康政策構想会議 会長 岡崎裕士

## Ⅰ. こころの健康政策構想会議と 医療分野における精神保健政策改革

### 1. こころの健康政策構想会議とは

- ① こころの健康政策構想会議とは、厚生省  
② こころの健康政策構想会議の活動範囲

### Ⅱ. こころの健康政策構想会議による提言

1. こころの健康政策構想会議のニーズと実現すべき政策の声
2. こころの健康政策構策の重要性と政策提言の背景
3. こころの健康問題の本質とあわせて精神保健政策を改進し直す  
4. 有効な健康政策提言を実現するための御趣意を整備し直す

### Ⅲ. こころの健康政策構想会議及び構成員の挨拶 精神保健政策対策委員会、法規（厚生省）制訂部会、監修会 ～なぜ、今精神保健政策を実現するかが重要な点～

## Ⅳ. こころの健康政策構想会議と精神保健政策会議



# はじめに

厚生労働大臣 長妻 昭 殿

## 精神保健・医療改革に関する

### 「こころの健康政策構想会議」の提言の提出に当たって

ここに、こころの健康政策構想会議の「精神保健・医療改革に関する提言」を提出で  
きますことを大変喜ばしく思います。私どもの会の趣旨に関心をもっていただき、長  
妻厚生労働大臣、山井大臣政務官にもご出席いただいた2010年4月3日の発足式以後、  
2ヶ月弱の間、こころの健康政策構想会議(以下、構想会議と略)は、精神疾患を有する  
当事者・家族の方々多くと一緒にになって、真剣な検討を行ってきました。ご協力いた  
だいた構想会議委員は、別項の委員リストに示しておりますが、最終的には当事者・家  
族委員会委員27人、検討委員・協力委員63人を合わせて90人(うち起草委員会委員12  
人)に上りました。当事者・家族委員は全体の30%に該当します。

提言をまとめるまでに、全体会議(ほぼ毎週土曜午後1-5時)、当事者・家族委員会は  
その他に毎週土曜午前中2時間以上、日曜午後2時間余、10のテーマ毎に組織されたワ  
ーキンググループ(WG)は平日の夜、あるいは土、日にそれぞれ数回の会議とともに、  
識者に教えを請う勉強会も行いました。1泊2日の合宿も行いました。提言起草委員会  
は、それに加えて全体会議の後、深夜まで討論しましたし、事務局は会議の記録、会場  
の準備や後始末、ホームページの内容作成や維持管理を行いました。メールでの委員  
間のやり取りは数え切れない回数に上ります。主な会場となった東京都立松沢病院  
のボランティアの人々のご協力は、大変貴重な支援になりました。これらはすべて、  
手弁当による協力と、時には委員の募金によって支えられたものです。予算がまったく  
無い条件で行うために、委員の構成は東京および周辺中心にならざるを得ませんでした  
が、北海道、九州、大阪、京都、岩手、長野、静岡から参加いただいた委員もありま  
した。この居住地の偏りが提言の検討に影響しないように注意したのはいうまでもあ  
りません。座長として、この委員の皆さまの精神保健と医療を変えたい、良くしたい  
という熱情と献身に敬意を表するものです。

この当事者・家族委員をはじめとする構想会議の委員の熱意は、発足式における長妻  
大臣の、「提言をしっかりと受け止めて、それを政策の中で反映を出来る部分はですね、  
反映をさせていただきたい」「是非広く国民的議論の中で御提言をまとめて頂きたく、  
御願いを申し上げる次第でございます」という言葉に励まされたものもあります。

戦後わが国が長く享受してきた「安心」「信頼」「安全」感は、今や失われつつあります。12年以上に亘って自ら命を絶つ人々が3万人以上という現実、その何倍もの未遂  
者、さらに一回り多い死を考える人々の存在。そしてこの10年でうつ病などが急増し、  
2005年には300万人、つまり40人に1人以上の人々が精神科を受診するようになりました。  
30年前の4倍以上の人々が精神科を受診しています。誰でもいつでもうつや不安の病いにな  
ってもおかしくない、と言われる状況、こころの危機といえる状態になっています。

病気が社会に与える負担、疾病負担の目安であるDALYという指標では、すべての  
病気による疾病負担のうち精神疾患が4分の1を占め、トップであり、それに続くがん  
や循環器疾患とともに3大疾患であることが、わが国でも欧米諸国でも明らかにされ

ています。

しかし、このような国民のこころの健康の危機に対して、そのこころを支援し、こころの健康な発展のための社会的な施策や仕組みは、残念ながら今まで極めて不十分であったといわざるを得ません。国民の自主的な努力やその家族にほとんど任されてきたといつても過言ではありません。とりわけ家族への負担は甚大であり、高齢患者の介護や精神疾患患者を抱えた家族の負担や困難は極点に達し、様々な悲劇も生まれています。

本来、国民のこころの困難に対処すべき精神保健や医療施策が、わが国では、狭義の医療、つまり重症化した精神疾患への対応である精神科入院医療中心になされてきました。精神疾患が重症化するまで手をこまねいていたともいえます。

医療法に精神科特例といわれた劣悪な人員配置基準等が残されているために、精神科医や精神科医療従事者は患者数に比例して増えておらず、精神科医療従事者は過密な診療を強いられています。外来診療では「3分または5分診療」といわれる状態が広く存在しています。5分では「悩みを話せる時間が1分半しかない」、「よく聞いてもらえない」「よく説明してもらえない」と言われる状態にならざるを得ません。家族の相談や支援のための時間はなかなか取れません。

こころの困難への啓発や予防などの精神保健、早期発見や早期治療、こころを病んだ人々が地域で生活していくような専門家チームによるアウトリーチを含む支援や、病んだ後でも就学・就労できるような支援の仕組みの導入は大変遅れています。また、初診の場合でも十分時間がとれないためもあり、受診者の受けける医療の印象が芳しくなく、受診しても3ヶ月までに3分の1以上の人々が治療を中断していること、それが病気の治りに悪い影響を与えていることが、各種の調査で指摘されています。

このような状況を一刻も早く改善すべきと考えている有志が、現状を改革する提案をしたいと当事者・家族とともに「こころの健康政策構想会議」に集いました。そして、精神科医療を改革し、こころの健康の危機に対する精神保健の仕組みを大胆に拡充する施策提言を作成しました。

厚生労働省では、1昨年度から昨年度にかけて「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を設けて、現状を網羅的に明らかにし、今後の望まれる施策を報告してもらいました。私どもは、そこで報告された望まれる施策も含めて、何よりも当事者家族のニーズに応えることを主軸に考え、現実の危機を、早く、根本的に、大胆に改革する提言をまとめました。厚生労働大臣が私共の提言を受け止めていただき、直近から将来への施策是非活かして頂けるように、心から期待しています。

ごく短期間に急いで作成したために、WGの最終報告書間には、用語の違いや厳密には食い違う箇所もなしとしません。このような事情をご了解いただくとともに、正しくは、「こころの健康政策構想会議 精神保健・医療の抜本改革の提言『こころの健康推進、を日本の基本政策に!』」によっていただきたいと思います。また、異例なことですですが、大臣への提言にまんがによるイラストを挿入しております。これは構想会議の趣旨に賛同された漫画家で、ご自身も統合失調症のご家族をもつ方が、何よりも優先して、しかもまったくのボランティアで描いていただき、構想会議に提供いただいたものです。この漫画によるイラストは、提言が広く国民の方々にも理解いただき、ご支持いただけになると考えています。

平成22年5月28日

「こころの健康政策構想会議」座長

岡崎 拓士

# I.当事者・家族委員会からのメッセージ

## 国民が求める精神保健医療改革

### こころの健康政策構想会議提言について

前途に希望が見えず、激しく揺れ動く日本の社会。そのなかで、ますます人間関係が希薄になり孤立してゆく市民。いま日本ではうつ病が年々、これまでにない勢いで増加し精神疾患が蔓延する中で、自殺率は先進国で一位と言われ、1~2年間続けて3万人を超えていきます。

私たち精神疾患の当事者と家族も、この病に罹ってからは人生が一変しました。その苦難は筆舌に尽くしがたく、国の対策の遅れを深刻な問題と感じるようになりました。それとともにこのような国民のこころの健康の危機を目の当たりにして、私たちは現状を放置すれば私たちと同じ過酷な状況に陥る人が次々と増え続け、私たちの将来は勿論、日本の未来が危うくなることにも思い至りました。

折しも私たち当事者と家族は、同じように精神保健と精神医療の現状に深い憂慮を抱く専門家の方たちと出会い、共に「こころの健康政策構想会議」を立ち上げ提言をまとめることとなりました。この提言は、一貫して精神疾患に関する当事者とその家族のニーズと意見をもとにして作られました。

### 提言の中で求めていること

自殺や精神疾患の弊害から国民を救済するには、まず国民全体の精神保健を充実させなければなりません。心の変調について学校や地域の窓口で気軽に相談でき、熟練した多職種の支援者がチームで対応し、訪問も行ないます。そのときに専門知識とともに大切なのはきめ細かい心の交流による理解と信頼関係です。支援者には高い資質が求められ、充実した養成研修が不可欠です。また、地域の社会資源を使っての長期にわたる総合的ケースマネジメントが必要になります。その前提として、啓発及び福祉や教育等との緊密な連携が不可欠ですが、今回は先ず精神保健と精神医療に限って提案します。

精神疾患に罹っても本人と国の被害をできるだけ少なくするには、特に若い人々が罹患したときに直ちに治療を開始してなるべく早く回復させ、社会の活動に戻さなければなりません。これまでその対策が遅れていたために、40万人から300万人とまで言われている「ひきこもり」が発生し、社会の重大な問題になっています。重症化して入院するまで放置される今のあり方を早急に改めなければ、多くの若者の人生が損なわれ國の損失が嵩みます。

一方で、地域で暮らす患者を支えている家族に対しても支援が必要であることが、最近になってようやく認識されるようになりました。若者が罹患したときに家族も支援を受けると、若者の回復に確実に良い効果を及ぼすことが分かってきています。いまの日本では家族に支援がなく社会からの理解と支援がありにも乏しいために、家族は孤立の中で何の見通しもないまま何十年にもわたる計り知れない負担を強いられ、自らも心身を病み経済的にも追いつめられて絶望のうちに日々を送っています。精神疾患の重症化は当事者とともに家族をも破壊しています。重症化した当事者と家族の多くの人々が、医療と

福祉から必要な支援が得られず、自殺や心中の決行を願いますが、やっとのこととで思いとどまっています。病状が悪化して自分から支援を求められなくなつた患者を抱え、疲弊して気力が萎え、成り行き任せになつた家族に対して何の支援もない社会の現状は、あまりにも配慮に欠け過ぎます。それに耐えている状況はまさに人権の放棄であり、社会不安の温床です。家族に対する支援は、喫緊の課題です。

次に地域での医療支援のあり方としては、これまでのよう精神科医療機関では患者が来るのを待っているだけで、重症化してから入院治療を行なうやり方を抜本的に改革し、さまざまな職種で構成されたチームが医療機関から地域に出向いてサービスを提供し、入院を極力減らして、自宅で治療を受けられるようにすることを求める。外来診療もチームで行ないます。

治療にあたっては特に心理・社会的支援を重視し、社会に参加しながらの経験を大切にして治療が為されるよう求めます。回復(リカバリー)という言葉が最近よく使われますが、その意味は、自尊心と自信が回復して毎日の生活に希望と目標が蘇り、健康であったときと同じ喜びをもって自分の願いの実現に向けて努力を重ねてゆく生き方が実現されることであると信じています。このことを成し遂げるには、支援者に深い心理的経験と実力が備わっていなければなりません。特に人の尊厳と権利に敏感な感覚をもち、接する相手に自尊心を回復させる能力が求められます。支援者が患者と家族に信頼されなければ、本当の回復はありません。加えて社会資源の充実も必要です。社会の中で合理的配慮を受け、役割を与えられ、支援者に支えられながら経験を積むうちに自信が回復し、日々が豊かに幸せになるような支援を求める。

このような効果が市民の目に明らかになると、世論の精神障害者に対する理解が深まり、支援体制の構築に支持が得られて改革がはかどるでしょう。

この改革の過程で、人としての尊嚴を守るためのチェック機関を強化し、侵害されているケースがあれば直ちに救済するシステムの構築が必要です。障害が発生した人の権利を阻害する要素が医療機関や支援体制のなかに潜んでいないかどうか、障害者権利条約に照らして点検し、本人の権利を守る仕組みが確保されるようにしなければ、国際的水準に達しない状態が温存されることになります。

当事者と家族の支援に関する決定を決定する機関には、常に当事者と家族が参加して意見を表明できるようにし、最終的決定は当事者と家族の賛成が得られなければ成立しないよう法律・制度が整えられることを求める。

国の精神保健と精神科医療の改革が進められるときには、その計画や進捗状況と成果を定期的に評価し、たゆみなく改善し続けるシステムも欠かせません。もちろん、当事者と家族が評価メンバーに加わります。

私たちは、これらの精神保健と精神医療の改革に續いて、福祉、教育、啓発の分野でも新たな取り組みを始めます。

この提言をきっかけに、日本の精神保健医療が根本的に見直され、国民のこころの健康が飛躍的に増進して希望と生き甲斐のある生活がすべての国民のうえに実現する日が来ることを、私たち当事者と家族は心から期待しています。

平成22年5月28日

「こころの健康政策構想会議」当事者・家族委員会一同